

## 令和2年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p><b>① 着手前の変更図面等について</b></p> <p>工事着手前において、発注者・関係者・施工業者の現地立会協議の結果、当初計画図面に対して大幅な変更が生じた場合は、契約約款第19条に基づき、「発注者」が計画図面および数量等工事着手に必要な書類等を早急に作成して頂きたい。 なお、当方も多少の設計図書の変更に、協力は惜しまないスタンスでおりますが、あまりにも契約約款第19条をご存じないような応対をされる課が見受けられるようにおもわれますので、周知徹底方をお願い申し上げます。</p>	<p>契約約款第19条に係る変更は発注者が行うものであり、設計変更に係る資料の作成も、基本的には発注者が行うものとなっています。 一方、やむを得ず資料作成を受注者にお願いする場合で、設計図書の照査範囲を超えるものは契約変更の対象とする等、適切な運用を図るよう関係職員に周知徹底を図ります。</p>
<p><b>② 除雪業務の最低保証について</b></p> <p>昨年のように降雪量が少ない場合において、稼働しない貸与機械や借り上げ機械が稼働しない場合は、貸与機械では引取・返納及びチーン等の脱着にかかる労務費の保証を考えて頂けないでしょうか。</p>	<p>除雪機械の稼働がない場合の費用については、回送費として計上しています。</p>
<p><b>③ 除草業務について</b></p> <p>除草業務は例年6月に発注契約をされ、作業自体は7月初旬～9月初旬にかけて県全域で行われているものと承知しておりますが、通常工事も多数発注される時期とも重なり、交通誘導員の確保が非常に困難であります。これにより盆過ぎまで作業ができず、猛暑の中、熱中症対策をとりながらの作業をしなければならなくなっております。</p> <p>5月頃の早期発注、6月頃の早期着手をすることで、交通誘導員配置時期の分散化を図り、少しでも誘導員の確保が出来、猛暑を避けるよう考慮して頂けないでしょうか。</p>	<p>除草業務については、予算の都合上1回/年の委託しており、できるだけ除草の効果が発現できる時期に行いたいと考えています。 このため、梅雨前後の植物の成長を考慮し、7月以降に着手するのが効果的であると考え、例年この時期に発注をしております。 交通整理員の確保や熱中症対策として、近年、お盆までの完了制限を緩和するなど、御負担を軽減する対策をとっております。 主旨を御理解いただき、引き続き対応をお願いしたいと思います。</p> <p style="color: red; font-size: 1.5em; margin-left: 20px;">( 再度検討を重ねます )</p>

## 令和2年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p><b>④ 防草コンクリートについて</b></p> <p>張りコンクリート工における表面仕上げについては、下記の通り、令和元年度に要望し回答を頂いておりますが、「防草コンクリートの法長2m以上の施工」についても同様に監督員と協議による対応ができるようお願いします。</p> <p>(令和元年度の要望) 道路側溝と法尻(切土法面)間の張りコンクリート等について、表面仕上げ経費を計上して頂きたい。以前は必要なコンクリート量のみ計上され、表面仕上げは計上されていませんでした。</p> <p>(令和元年度の回答) 2019年度版(平成31年度版)積算基準では、張りコンクリート工の歩掛を使って積算することとなります。この歩掛には表面仕上げ経費が含まれております。 但し、この歩掛は歩道などのコンクリート舗装や鉄筋、金網、鉄筋格子などを含む場合と施工幅が2mを超える場合は使えませんので、そのような場合は監督員と協議を行って下さい。</p> <p>(実態):協会からの聞き取り 通常は1mで設計し当初発注されていますが、地元から2m以上にするよう変更要望されることがあります。</p>	<p>土木工事標準積算基準書P II-4-④張りコンクリート工の規定により、法長2m以上の防草コンクリートの施工においても、表面仕上げを設計計上できますので、監督職員に協議をお願いします。</p>
<p><b>⑤ 埋設物の調査について</b></p> <p>設計業務において、埋設物調査も行って設計をされていることと思いますが、設計図書には記載されておらず、現場では調査と試掘をしながら慎重に進めている工事が多々あります。 今一度、埋設物調査の確実な周知徹底方をお願い申し上げます。</p> <p>(事例) 今年度の急傾斜工事において、主体構造物の施工に影響する範囲に水道本管や浄化槽排水管が埋設されており、協議や移設工事により施工中断で進捗に大きく影響(別途に町発注工事で対応した)を及ぼしたケースもありました。</p>	<p>地下埋設物の有無については、これまでも設計業務の段階で調査を行い、設計図面に反映することとしています。 ただし、施設台帳の不備等で設計業務において地下埋設物の位置が確定しない場合もあります。いずれの場合も、施工時には地下埋設物の試掘等による確認が必要となりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、当該事例において埋設物の移設工事に時間を要し本体工事の工程に大きな影響を与えてしまったことを踏まえ、埋設物の移設については他機関との調整も含めて計画的に行うよう周知徹底を図ります。</p>

## 令和2年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央国土整備事務所の回答
<p><b>⑥ 発注前の現地調査について</b></p> <p>発注前の事前調査をしっかりと行って頂きたい。また、設計業務において支障物件の把握と考慮は必須事項であり、しっかりと調査対策するよう指導をお願いします。</p> <p>(追記) 今回の事例では、防護柵設置工事において、基礎コンクリートの床掘が電柱の根入れに影響がある場所があったため、協議に時間がかかり現場への着手が遅くなり、結果として電柱のある場所を飛ばして防護柵を設置するような変更となりました。 設計図書で施工に支障の有無は、図面と現場を調査すれば容易に確認できることであると思います。</p>	<p>設計業務において、工事の工程や段取りに影響のある仮設工や埋設物等については、設計報告書に記載されるべきものと考えますので、設計業務受託者への指導と発注者による設計報告書内容のチェックを徹底し、工事発注図面等に反映するように対応し、現場着手の遅延といった影響が出ないよう努めてまいります。</p>
<p><b>⑦ ワンデーレスポンスについて</b></p> <p>このことにつきまして、下記ご回答の通り、一層のご指導方をお願い申し上げます。</p> <p><b>【平成30年度の要望事項】</b> 島根県におかれましては、平成22年より導入されました“ワンデーレスpons”により、受注者からの協議回答に対し、原則「その日のうち」、また即日即答が困難な場合は「回答期限を予告する」としていただいているところですが、そのどちらも行われない監督員がおられ困っております。今一度職員様に、本取組の有効性及び必要性について、周知及び実施の徹底に努めていただきたい。</p> <p><b>【平成30年度の回答】</b> ワンデーレスponsが徹底されていないことで、受注者の方々にはご迷惑をおかけしております。「報告・連絡・相談」の重要性は機会を捉えて指導しており、10月中旬には所長と技術職員との意見交換会を行い、協議事項の復命が徹底されるよう周知・指導したところです。今後も情報の共有化に向けた取組を一層強化したいと考えております。</p>	<p>受注者からの協議等には、監督職員間の「報告・連絡・相談」により、「その日のうち」に回答するよう努めていますが、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのか受注者と協議の上、「その日のうち」に「回答予定日」を通知するよう改めて職員に周知徹底を図ります。</p> <p>万一、監督員から「回答予定日」の通知がなかった場合は、主任監督員又は総括監督員にご連絡をお願いします。</p> <p>なお、監督職員への指導のため、当該要望に係る具体的な事例について情報提供をお願いします。</p>

## 令和2年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p><b>(8) 交通誘導員の割り増し単価について</b></p> <p>現場の施工において、「受注者の責でなく」、現場条件等において日曜(法定休日)、祝日(休日)、早出・残業(時間外)が発生する時は、いずれにおいても法律に定める下記割り増し単価を実績による変更計上をして頂きたい。</p> <p>①早出・残業(時間外):1.25倍      ②日曜(法定休日):1.35倍 残業があるときは①を時間分足す      ③祝日(休日):1.25倍 残業があるときは①を時間分足す</p>	<p>交通誘導警備員の積算に当たっては土木工事積算基準書P II-5-⑫交通誘導警備員の規定により、工事の制約条件を勘案した交通誘導警備員の配置をもとに、所定労働時間(8時間)を超える作業や法定休日の作業をする場合は、賃金割り増しを行うこととなっています。      このことについては、職員に改めて周知徹底を図ります。</p>
<p><b>(9) 石積みについて</b></p> <p>(1) 「玉石積み」について、郡内には規格25cmの石材がなく、採石業者の土場で自ら採取している状況であります。実態をふまえて積算に計上願います。</p> <p>(2) 「雑石積み」についても規格控え25cmで現地採取で積算してありますが、現地では規格に合う石材が少なく、採取手間が大変にかかり対応できません。      割栗石の購入での積算に計上頂くようお願い致します。</p> <p>(3) また出来形管理において、現地石材採取の雑石積みについては、石材の控長は管理を求めずに胴込コンクリート厚だけにして頂くようお願い致します。</p>	<p>(1) 玉石の現地採取料を計上する、あるいは、購入するなど、実態に合った対応を行います。玉石の購入単価については、見積り等により決定します。(県が単価設定をしていないため。)</p> <p>(2) 雜石の現地採取料を計上する、あるいは、購入するなど、実態に合った対応を行います。雑石の現地採取が困難な場合は、受発注者協議により、割ぐり石等に設計変更します。</p> <p>(3) 石積工の出来形管理は裏込コンを含めた厚さ管理のみとなっています。      必要であれば、事前に監督員協議で出来形管理基準を定めることとします。</p>

## 令和2年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p><b>⑩ 場内運搬の積算計上について</b></p> <p>道路改良等工事において、掘削や床掘で発生する土砂等の場内運搬や、埋戻し盛土等の流用土に必要な積込みや場内運搬が一切計上されていないケースが見受けられます。道路改良工事等の施工では仮置きが必ず必要であり、場内運搬やルーズ積込みを積算に計上するよう周知して頂きますようお願い致します。</p> <p>国土交通省土木工事標準積算基準書II-1-②-1~5に、自工区内の運搬について記載されており、必要であれば場内運搬は積算計上するとなっています。</p>	<p>土木工事標準積算基準書P II-1-②土工の「土の流れ概念図」等を参考に、現場の作業条件を踏まえて、必要に応じて現場内の土砂運搬や積込みを設計計上します。</p> <p>なお、このことについては、職員に改めて周知徹底を図ります。</p>
<p><b>⑪ 大型コンクリートブロック積工の採用について</b></p> <p>過去にも、大型コンクリートブロック積の積算への反映を要望しておりますが、なかなか実現しません。河川工事においてはすでに大型環境ブロックが使用されていますので、道路工事等でも使用できるよう、新たに積算基準を作成して頂きますようお願い致します。</p> <p>熟練技能者が減少する中、承諾により間知ブロック積を大型ブロック積に替えて施工する事例が多く見られる状況です。</p>	<p><b>【技術管理課】</b></p> <p>県庁要望に変更となりました。(県央県土)</p>

## 令和2年度「公共工事施工等に関する要望事項」

一般社団法人島根邑智建設業協会からの要望(質問・要望)	県央県土整備事務所の回答
<p>⑫ 施工パッケージにおける函渠の積算について</p> <p>島根県より受注した函渠工の施工に当り、工種別数量で積上げ積算を行ったところ、受注した施工パッケージ積算金額と大きな差額が生じました。設計図書より必要な工種数量の積上げによる積算と、施工パッケージとに著しく差額が生じる場合は、積上げによる積算の採用による公平な積算単価での発注をお願い致します。</p> <p>別紙のとおり、実際に発注された2例について施工パッケージと積上げ積算を比較したところ大きく違いが生じた事例です。施工パッケージはポンプ車・労務費・生コン量で構成されていること以外は全くわかりません。</p>	<p>【技術管理課】</p> <p>別添の資料2枚と一緒に、本部の土木委員会に提出いたしました。(協会)</p>
<p>⑬ 建設キャリアアップシステム(CCUS)について</p> <p>先般、11月7日付け発行の“建設興業タイムス”(別添)に、「入札参加資格」「総合評価」とも導入を検討中と掲載してありましたが、ここ邑智協会の会員企業ではほとんどがCCUS加入していないのが現状であります。仮に来年度からの導入となると、至急全業者に指導をし加入していくかないと間に合わなくなりますが、導入時期及び導入内容(どこまで反映するのか)について、ご教示をお願い申し上げます。</p>	<p>【土木総務課建設産業対策室】</p> <p>土木総務課建設産業対策室の右田室長様に直接お聞きいたします。(協会)</p>